
プロジェクト ASAF 対応

項目 退職後給付

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の退職後給付のセッションに関する資料の概要及び ASAF 会議への対応 (案) を説明するとともに、ご意見をいただくことを目的としている。

II. ASAF 会議資料の概要

背景及び目的

2. IAS 第 19 号「従業員給付」が開発された当時は、その検討にあたって、主に伝統的な確定給付制度及び単純な確定拠出制度が念頭に置かれていた。
3. 一方、多くの法域において、IAS 第 19 号の確定給付制度の定義¹に該当するものの、雇用主と従業員がリスクを共有する混合型の年金制度が増加している。このような年金制度は IAS 第 19 号が開発された当時に想定されていなかったため、現行の IAS 第 19 号が常に目的適合的な情報を提供しているとはいえない²。
4. そのため、2014 年 9 月の IASB 会議において、退職後給付の会計処理をレビューする調査研究プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) の計画を検討し、純粋な確定拠出制度から純粋な確定給付制度までの範囲の制度について、報告企業の観点から、健全な財務報告を提供するモデルの開発に焦点を当てることを暫定決定した。また、2014 年 12 月の ASAF 会議においても、本プロジェクトの方向性に関する意見交換が行われた (詳細については、別紙 1 を参照いただきたい)。
5. 2015 年 12 月の ASAF 会議では、IASB スタッフより、本プロジェクトの検討状況が説明された上で、問題に対処し得る可能性のあるモデルや IASB スタッフによる予備的分析等について、ASAF メンバーの意見が求められる予定である。
6. なお、IASB スタッフは、現在行われている「2015 年 アジェンダ協議」や他のプロ

¹ IAS 第 19 号では、確定拠出制度を「退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体 (基金) に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないもの」と定義し、それ以外の退職後給付制度を確定給付制度と定義している (IAS 第 19 号第 8 項)。

² 本資料第 9 項(1) 参照

ジェクト（概念フレームワーク等）の結果を踏まえた上で、次の段階に進む必要があると考えており、問題に対処し得る可能性のあるモデルの分析や各国の年金制度の情報収集を引き続き実施する予定である。

資料の構成

7. ASAF 会議の資料構成は、次のとおりである。

- (1) 年金制度の国際的な動向に関する情報提供
- (2) 混合型の年金制度に関する問題に対処し得る可能性のあるモデルの分析
- (3) 「2015 年 アジェンダ協議」や他のプロジェクトの影響

資料の概要

（年金制度の国際的な動向）

8. IASB スタッフは、各法域における企業年金の動向に関する調査として、統計データ等の分析や関係者との非公式な議論を行った。その調査結果によると、全世界において、伝統的な確定給付制度が減少し、確定拠出制度及び混合型の年金制度が増加する傾向があった。IASB スタッフは、伝統的な確定給付制度よりもキャッシュ・バランス・プランや他の混合型の年金制度が今後も増加すると予想している。各法域における主な状況は別紙 2 に記載のとおりである。

（混合型の年金制度に関する問題に対処し得る可能性のあるモデルの分析）

9. IFRS 解釈指針委員会や IASB 会議における過去の議論や収集した情報を参考にして、IASB スタッフは複数のモデルを比較検討した。それぞれのモデルの内容及び IASB スタッフによる分析は、次表のとおりである。

- (1) 現行の IAS 第 19 号に基づくモデル

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
現行の IAS 第 19 号に基づくモデル	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • 当期及び過去の期間の勤務の対価として従業員が稼得した給付について、企業にとって最終的なコストとなる見積額を算定する。その見積額は、企業の最善の見積りでなければならない。

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
	<p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • 伝統的な確定給付制度のみを有する作成者にとっては十分に機能しており、財務諸表利用者も当該モデルの内容を理解している。 • 一部の混合型の年金制度³では、企業は制度資産からの将来のリターンの仮定に基づいて給付を予測するが、その仮定は一般的に債券の利回りよりも高く、確定給付制度債務の現在価値の算出に用いる割引率が優良社債の市場利回りを参照して決定されるため、確定給付制度債務の現在価値が大きくなる。その結果、公正価値で測定される制度資産との差額として財政状態計算書に認識される確定給付負債の純額が過大となる。

(2) 概念フレームワークプロジェクトの提案と整合的なモデル

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
公正価値モデル	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • IASB が 2008 年に公表したディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号（従業員給付）の改訂に係る予備的見解」（以下「2008 年 DP」という。）で提案していたモデルであり、給付約定の条件が変更されないことを前提として、負債を公正価値で測定する。 <p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • 公正価値モデルは、概念フレームワークの公開草案の考え方を適用した結果として考え得る 1 つの方法である。また、年金負債に関する測定が、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」（以下「IFRS 第 2 号」という。）で要求されている測定との整合性が高まる。 • しかしながら、年金に関しては、企業は通常の場合、負債を第三者へ移転せずに、自ら履行する。そのため、企業が負債の履行時に発生すると予測するキャッシュ・フローの現在価値である履行価値が、年金会計に関する測定基礎としてはよ

³ このような混合型の制度では、制度資産の運用実績に応じて、従業員への給付額が一定の方法で減少するため、制度資産の投資リスクを企業と従業員が共有している。

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
	り適切かもしれない。
カスタマイズされた履行価値モデル	<p data-bbox="544 423 778 454"><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 472 1394 551">• 現在検討中の保険契約負債の測定方法を参考にして、次の方法で負債を測定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="568 591 1394 672">➤ 義務を履行するために予測される、現在の、偏りのないキャッシュ・フローを見積る。 <li data-bbox="568 712 1394 840">➤ キャッシュ・フローの特性（基礎となる参照資産のリターンへの依存性）を反映した割引率を用いて、貨幣の時間価値を反映する。 <li data-bbox="568 880 1394 963">➤ キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性の影響を調整する。 <p data-bbox="544 1003 935 1034"><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 1052 1394 1180">• 保険契約と年金にはいくつかの類似点（長期性、高い不確実性、仮定への感応度及び変動リスクなど）があるため、保険契約の会計処理と概ね整合的なモデルが適切かもしれない。 <li data-bbox="544 1220 1394 1438">• 当該モデルの考え方を用いると、確定給付制度債務の現在価値の算定に用いる割引率にキャッシュ・フローの特性（基礎となる参照資産のリターンへの依存性）を反映することや年金約定の性質及びリスクについて目的適合的な情報を提供すること等が可能となる。 <li data-bbox="544 1478 1394 1606">• しかしながら、キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性の影響を調整する際に、保険契約では考慮されない雇用に関するリスクも調整しなければならない。 <li data-bbox="544 1646 1394 1727">• 保険契約を発行していない多くの企業にとっては、当該モデルが複雑かもしれない。

(3) 過去に提案された他の実務的なモデル

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
-----	-------------------------

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
IFRIC 解釈指針案 D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益による従業員給付制度」に基づくモデル	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • IFRS 解釈指針委員会が 2004 年に公表した解釈指針案によるモデルであり、変動リターンに基づく給付を基礎となる参照資産の公正価値で測定し、固定リターンに基づく給付を現行の IAS 第 19 号に基づく方法で測定する。 <p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • 一部の制度に関しては、当該モデルによって実務上の問題が解決される。また、一部の企業は、実務において当該モデルを既に用いているため、実務上の運用可能性があると考えられる。 • しかしながら、IFRS 解釈指針委員会における過去の議論において、費用対効果等の観点で適切な適用範囲について結論を出すことができなかった。現時点においても適用範囲についての結論は同様に困難であり、いかなる適用範囲も恣意的になってしまう。
分離 (bifurcation) モデル	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • 拠出ベースの約定を確定拠出の要素と保証リターンの要素に分離し、保証リターンの要素をオプションの価格決定方法等を用いて公正価値で測定する（当該方法は、2008 年 DP の開発過程で検討したが、単一の義務を複数の測定基礎を用いて測定することとなるほか、会計上の裁量の機会を生じさせ得るという理由から却下されたものである）。 <p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • 最低保証が付された確定拠出制度に関しては、現行の IAS 第 19 号に基づくモデルよりも目的適合的な情報を提供するかもしれない。 • しかしながら、このモデルでは、単一の債務を 2 つの要素に分離するため、会計上の裁量の機会を生じさせ得る点が懸念される。
ミラーリング・モデル	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • IAS 第 19 号の第 115 項の要求事項⁴の考え方を拡張する。

⁴ 制度資産に、制度の下で支払うべき給付の全部又は一部について金額及び時期が完全に一致した適格な

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
	<p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • 退職給付債務と制度資産との対応戦略が適切に機能している限り、義務の金額を制度資産の公正価値の金額と対応させる。 • しかし、仮に当該モデルの適用範囲を拡張する場合には、適用範囲の設定が恣意的になる。 • 制度資産に2つの異なる測定基礎を用いる点や一部の制度資産が公正価値で測定されない点は、概念的に説明が困難であるほか、現在問題となっているすべての混合型の制度に適用しうるか疑問である。

(4) 新たな実務的なモデル

モデル	モデルの特徴及び IASB スタッフによる分析
<p>「上限付きの」最終的なコスト調整モデル</p>	<p><モデルの特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> • 資産のリターンに基づく将来の給付の見積りに関して、IAS第19号に基づき算定される割引率と同じ割合のリターンに基づく見積りを上限にする⁵。 <p><IASB スタッフによる分析></p> <ul style="list-style-type: none"> • このモデルでは、給付が将来の資産リターンに依存している場合に生じる典型的な問題に対処し得る。 • このモデルは単純であり、混合型の年金制度に関する問題の一部に対処する短期的な解決策としては、費用対効果があるかもしれない。 • しかしながら、このモデルはルール・ベースのアプローチであり、確定給付制度債務の算定には「企業の最善の見積り」を用いるというIAS第19号の一般的な要求事項と矛盾する。

保険証券を含む場合には、当該保険証券の公正価値が関連する債務の現在価値とみなされる旨が規定されている (IAS 第19号第115項)。

⁵ 例えば、このモデルに基づく、資産の将来リターンの見積りが5%で、IAS第19号に基づいて算定された割引率が3%の場合は、確定給付制度債務の算定基礎となる将来の給付見積りが資産の将来リターンの見積り(5%)ではなく、割引率と同じ割合の3%を用いて算定される。

(「2015年 アジェンダ協議」や他のプロジェクトの影響)

「2015年 アジェンダ協議」の影響

10. 前回の「2011年 アジェンダ協議」では、複雑性を理由に、本プロジェクトが長期のプロジェクトに位置付けられた。
11. IASB スタッフによる専門家への非公式のインタビューや2014年12月のASAF会議からのフィードバックによると、各法域で採用されている年金制度が異なっているため、本プロジェクトの優先順位に関する見解は分かれている。IASB スタッフは、次のような点を認識している。
 - (1) 欧州の一部の法域の市場関係者は、当該問題を緊急かつ重要な問題と捉えている。これらの法域では、混合型の年金制度が大半を占める主要なものであるため、財務諸表への影響が非常に大きい。
 - (2) 他の法域においては、大半の企業が純粋な確定拠出制度又は伝統的な確定給付制度を用いているため、現行の測定モデルに問題があるとは捉えていない。
 - (3) キャッシュ・バランス・プランが普及している法域（米国など）の市場関係者は、本プロジェクトの優先順位に関する意見が分かれている。おそらく、当該問題による財務諸表への影響が比較的限定されているためと考えられる。
12. 欧州では当該問題が以前より認識されていたが、それ以外の領域（カナダ、南アフリカなど）でも同様の問題が指摘されている。また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、年金会計に関する調査研究を開始している。
13. IASB スタッフは、現在行われている「2015年 アジェンダ協議」において、一部の市場関係者から本プロジェクトに関するコメントが提供される可能性があると考えているため、その内容を踏まえた上で、本プロジェクトの今後の進め方を決定する必要があると考えている。

概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトの影響

14. 現在行われている概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトの結果が、本プロジェクトに直接影響するとは考えていないものの、年金会計の概念的な問題（測定基礎、制度資産と確定給付制度債務の純額表示など）の検討にあたっては、その結果が出発点になると考えている。
15. また、新たな負債の定義（現在の義務）や業績の表示に関する検討（OCIの利用及びリサイクリング）は、年金会計に関する将来の検討に影響するかもしれない。
16. したがって、IASB スタッフは、概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトが完了した後に、本プロジェクトの今後の進め方を決定するのが望ましいかもしれ

ないと考えている。

保険契約プロジェクトの影響

17. 各モデルの比較検討（本資料第9項参照）にも記載したとおり、保険契約と年金はいくつかの類似点を有しているが、客観的な価格の有無等については異なる性質を有している。
18. IASB スタッフは、多くの企業にとって、保険契約負債と同様の測定モデルは複雑かもしれないが、新たな保険契約基準の適用後はその複雑さが減少するかもしれないと考えている。

他の調査研究プロジェクトの影響

19. 割引率、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及びIFRS第2号に関する調査研究プロジェクトに関しても、現在はいずれも評価段階であるが、将来的には年金会計の検討に影響する可能性がある。

ASAF メンバーへの質問

20. IASB スタッフからの ASAF メンバーへの質問は、次のとおりである。
 - (1) 退職後給付の調査研究プロジェクトの状況について、質問やコメントはあるか。
 - (2) 問題に対処し得る可能性のあるモデルやスタッフの予備的分析について、コメントはあるか。特に、短期的な解決策として、何らかの実務上の解決策を検討することを支持するか。または、より広範囲の制度や問題に対処する方法を検討することを支持するか。

III. 2015年11月のIASB会議において示された主な意見

21. 2015年11月18日に開催されたIASB会議（教育セッション）において、ASAF会議と同一の資料を用いて、意見交換が行われた。IASB会議において示された主な意見は、次のとおりである。
 - スタッフ提案の方向性に概ね賛同する。「2015年アジェンダ協議」に対するフィードバックを踏まえつつ、本プロジェクトの調査研究は引き続き行われるべきであろう。しかし、個人的には、本プロジェクトで対処すべき問題点は明確と考えている。
 - 混合型の年金制度の会計処理に関する問題は、特定の法域では既に重大な問題と

捉えられており、現在行われている「2015年 アジェンダ協議」の結果を必ずしも踏まえる必要はない。

- 本プロジェクトは非常に重要と捉えている。今後の進め方を判断する際には、現在行われている「2015年 アジェンダ協議」に対するフィードバックを十分に確認すべきである。
22. 当該会議において、特段の意思決定は行われなかった。なお、今後の予定として、本プロジェクトの調査研究は引き続き行うものの、次の段階に進むかどうかの意思決定は、少なくとも「2015年 アジェンダ協議」に対するフィードバックを踏まえて行う旨が示された。

IV. ASAF 会議への対応（案）

ASBJ 事務局による分析

23. 今回の ASAF 会議では、2014年12月の ASAF 会議で議論された内容について、IASB スタッフによるその後の検討状況が説明される予定である。ASAF 会議の資料では、年金制度の国際的な動向を整理した上で、混合型の年金制度に関する問題に対処し得るモデルを複数挙げて分析している。分析において、IASB スタッフは、「カスタマイズされた履行価値モデル」による方法を概念的に適切なアプローチとしているが、必ずしも特定のモデルを提案していない。
24. また、IASB スタッフは、「2015年 アジェンダ協議」に対する市場関係者からのフィードバックや IASB における他のプロジェクト（概念フレームワークの見直しに関するプロジェクト等）の結果を踏まえて、本プロジェクトの今後の方向性を決定する必要があるとしている。
25. 我が国を含めた多くの法域において、確定給付制度と確定拠出制度の双方の性格を有する混合型の年金制度が増加していることを踏まえると、本プロジェクトの調査研究を引き続き行う意義はあると考えられる。ただし、限定的な修正による解決策を志向する場合、現行の要求事項との関係で様々な点で不整合を生じさせることになると考えられるため、概念的な整合性や実務における受入可能性も踏まえて包括的な検討を行うことが適切と考えられる。

ASAF 会議における発言案

26. ASAF 会議において、主に次の発言をすることが考えられる。

(1) 我が国を含む多くの法域において、確定給付制度と確定拠出制度の双方の性格

を有する混合型の年金制度が増加している状況を踏まえると、本プロジェクトの調査研究を引き続き行うことには賛成する。ただし、限定的な修正による解決策を志向する場合、現行の要求事項との関係で様々な点で不整合を生じさせることになると考えられるため、概念的な整合性や実務における受入可能性も踏まえて包括的な検討を行うことが一般的にはより適切と考えられる。

- (2) ただし、市場関係者から示されている懸念を踏まえると、期待運用収益の計上方法や再測定に用いた OCI のリサイクリングの要否等については速やかに検討を開始する必要があると考えている。その検討にあたっては、「2015年 アジェンダ協議」に対する市場関係者からのフィードバックを考慮するほか、今後予定されている IAS 第 19 号 (2011 年改訂) の適用後レビューを速やかに実施すること等を通じて、市場関係者からの意見を十分に把握する必要がある。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局による分析及び ASAF 会議における発言案について、コメントがあれば頂きたい。

以 上

2014年12月ASAF会議 議論の概要

1. IASB は、次の点を目的として、退職後給付に関する調査研究プロジェクトの実施を開始しており、2015年にリサーチ・ペーパーを公表することを目途として作業が進められている。
 - (1) 年金制度について、純粋な確定拠出型から純粋な確定給付型まで様々な形態があることを前提として、概念的にあるべき測定モデルについて議論を行うこと
 - (2) 当該測定モデルを採用する場合の長所及び短所を評価するため、各国における年金制度の動向に関する情報を提供すること
2. なお、当リサーチでは、IAS 第 19 号を開発した際に取扱いが明らかにされていない新しい年金制度を主要な検討対象としている。但し、検討を進めるにあたって、IAS 第 19 号における分類又は測定の方法について抜本的なレビューを行うことにつながる可能性があるため、割引率や給付の帰属を含め、関連する論点についても再検討を行う可能性があり得るとされている。
3. IASB スタッフによる今後の作業では、割引率の調査研究や保険契約及び概念フレームワーク等の関連するプロジェクトとの関係についても考慮することが予定されている。
4. 今回の会議では、調査研究プロジェクトの背景について説明された上で、当リサーチの範囲及びアプローチについて ASAF メンバーによる議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

5. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) キャッシュ・バランス・プラン等の新たな年金制度が普及してきており、プロジェクトの開始を歓迎する。現行実務では、こうした制度については、2004年に公表された解釈指針案 D9 号「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」を参照した会計実務が行われており、まずはキャッシュ・バランス・プランについて取扱いを明確にした上で、他の領域について検討を進めるべきと考える。
- (2) IAS 第 19 号は概ね適切に機能しており、直ちに大幅に改正すべきという訳ではないが、保険プロジェクトの類似性や将来の昇給を加味すべきかについての検討を含め、IAS 第 19 号について包括的な見直しを行うべきと考えている。但し、キャッシュ・

バランス・プランについて緊急性が高いのであれば、短期的にこれに対応し、中長期的に包括的な見直しを行うこともあり得るかもしれない。

- (3) カナダでは、確定給付型の制度は減少傾向にある一方、混合型の制度が増加してきており、リサーチを行う旨を支持する。なお、アジェンダ協議のプロセスを通じて、関係者に優先的に検討すべき課題について見解を求めることができるのではないかと。
- (4) 米国でも、純粋な確定給付型の制度が減少し、混合型及び確定拠出型の制度が増加してきている。過去 10 年間で 2 回、キャッシュ・バランス・プランの会計上の要求について検討を行ったが、基準化には至っていない。それ以降、FASB は、リソースの制約から検討がされていないが、本来は包括的に検討を行うべきと考えている。
- (5) オーストラリアでも、確定給付型の制度がなくなる方向にあり、確定拠出型の制度が増加している。このため、新しい制度を対象にした限定的な見直しを行うとともに、包括的に調査・研究を行う二段階に分けたアプローチを愛好する。

ASBJ の発言要旨

6. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我が国を含め、多くの国や地域においても、債券利回りを参照する現行のキャッシュ・バランス・プランだけでなく、株式指標を参照するヨーロッパ型のキャッシュ・バランス・プランの検討も開始されている。このため、確定拠出制度と確定給付制度の両方の性格をあわせ持つ混合型の年金制度のように IAS 第 19 号を開発した当時には明らかになっていなかった制度に焦点を当てて調査研究を開始することに賛同する。調査研究を行うに当たっては、2016 年頃に検討が予定されている IAS 第 19 号（2011 年改訂）の適用後レビューの範囲との整合性に留意し、適用後レビューも効果的に実施することを期待する。
- (2) なお、IAS 第 19 号における退職後給付会計については、我が国関係者からは、現行の確定給付制度の会計モデルについても懸念が寄せられている。このため、退職後給付会計の測定のあり方についても検討を行う必要があると考えている。
- (3) なお、概念的に望ましい測定モデルを検討するにあたっては、制度資産と確定給付債務の純額表示に関する会計単位の考え方を概念的に整理する必要があるほか、再測定について OCI が使用される場合、OCI のリサイクリングを行う必要はないかについても十分な審議を行うことが望まれる。

以上

各法域における年金制度の主な動向

法域	主な調査結果
欧州	<ul style="list-style-type: none"> • 混合型の年金制度は、伝統的な確定給付制度や純粋な確定拠出制度と同じ程度に普及している。特定の法域では、混合型の年金制度が特に普及している（ドイツ、オランダ、スイスなど）。 • イギリスでは、確定給付制度から確定拠出制度に移行する大きな流れがある。
アメリカ及び日本	<ul style="list-style-type: none"> • 確定給付制度から確定拠出制度に移行する大きな流れがある。 • その一方、伝統的な確定給付制度からキャッシュ・バランス・プランや他の混合型の年金制度に移行する傾向もある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 混合型の年金制度に類似した制度が存在するか、またはそのような制度の利用が増えている（カナダ、メキシコ、南アフリカなど）。 • 純粋な確定拠出制度が主要な制度である法域がある（中国、インド、シンガポール、インドネシア、トルコ、スペインなど）。

以 上